

# 公営住宅 入居者募集

- 募集期間** 6月8日(木)～6月15日(木)  
(土日を除く)
- 受付場所** 建設課住宅係 2階20番窓口
- 入居資格** ①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

## 今回公募する公営住宅(入居時期6月下旬)

津別町HP 住宅情報



町営住宅	団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
	まちなか団地	旭町56番地1	H23/2LDK	20,800～31,000円	300円(1台分のみ)	600円	世帯用

特定公共賃貸住宅	団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
	旭町かえで 団地	旭町73番地17	H7/1LDK	25,000円	300円(1台分のみ)	700円	単身用

## 提出書類

- 入居申込される方が津別町民の場合
- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
  - ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

## 入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表 単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。  
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390

# 募集

## 税務職員募集のお知らせ

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。令和5年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

**受験資格**

- ①令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- ②令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

**申込受付期間**

インターネット申し込み  
6月19日(月)～28日(水)  
(申込専用アドレス)  
https://www.jtqi-shiken.go.jp/juken.html  
インターネット申し込みができない場合  
札幌国税局人事第2課採用担当に問い合わせください。  
☎011-231-5011

**第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】**  
9月3日(日)

**第1次試験合格者発表日**  
10月5日(木)

**第2次試験【人物試験、身体検査】**  
10月11日(水)～20日(金)のうち、指定する日

**最終合格者発表日**  
11月14日(火)

**問い合わせ先**  
網走税務署 総務課  
☎0152-43-2181

## 企業版ふるさと納税を通じて町に寄附がありました

5月19日、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」事業を応援するため、東日本設計株式会社様から町へ企業版ふるさと納税を通じて寄附がありました。

東日本設計株式会社様よりコメント  
本年4月に、弊社設立50周年を記念しましてご寄附いたします。

※企業版ふるさと納税につきましては、町のホームページに企業名を掲載しています。

# 安全のために 自転車に乗るときは ヘルメットを着用



## かぶらないと危険！事故実態が示すヘルメット着用の必要性

ヘルメット着用が努力義務になりました【道路交通法一部改正 2023年4月1日施行】

- 年齢を問わず、自転車を運転する人は、ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。また、補助いすで小学校入学前の子どもを自転車に同乗させるときなどは、同乗者にヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。
- 13歳未満の子どもの保護者は、自転車を運転する子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません(改正前と同じ)。

## 頭部損傷による死亡事故が多発しています

ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていたときに交通事故で死亡した人のうち約6割は、頭部に受けた損傷が致命傷になっています。

**ヘルメットは正しく着用しましょう！**  
ヘルメットの先端が眉毛のすぐ上にくるように角度を合わせ、左右均等にかぶりましょう。

## ヘルメット非着用の事故は死亡事故になりやすい

ヘルメットを着用せずに自転車に乗っていた人が交通事故で死亡する確率は、ヘルメットを着用していた人の約3倍です。

